

## 壬申戸籍の歴史的意義について

稿

叢

### はじめに

壬申戸籍の歴史的意義について  
 元来いかなる人間が一つの国家の構成員である国民となるかと  
 いうことは、その国家の基本法たる憲法できめるべきものであ  
 り、または憲法が特別な法律——国籍法——の定めるところによると  
 規定するばあいはその法律の規定に従って、国民たる要件がきま  
 る。それを受けて戸籍法はその要件に合致するものの登録す  
 るという形式が戸籍法をもつ国々——今日では日本・韓国・台湾な  
 どに限られるが——では要請されるであろう。しかるに明治初年に  
 は憲法・国籍法は成文法が制定されていなかつたので、不文法で  
 ある憲法・国籍法が論理的には前提として存在して、その下  
 に成文法である戸籍法があつたと考えざるを得ない。従つて当時  
 の国籍法思想がいかなる内容を持っていたかは、戸籍法およびそ  
 れによって作製された戸籍によってうかがい知ることができる。  
 故に今日残されている明治五年のいわゆる壬申戸籍は、明治國家  
 さいしょの戸籍として、明治国家の国民のあり方を示す史料とし  
 てきわめて貴重なものとなる。

それでは壬申戸籍の研究はどうに行なわれてきたかといふ  
 と、一言にしていえば明治民法の中心概念である家——戸主権・家

督相続によって象徴される——との関連で、主として法制史的分野  
 の研究者により行なわれてきたといえる。もちろん福島正夫氏の  
 一連の研究や、新見吉治氏の研究などすぐれた先人の研究は数多  
 い。しかし、今のべたような国籍法の観点から壬申戸籍の実態に  
 眼をむけたものはほとんど無いといってよい。国籍法に対しても  
 は、長い間無関心のまま放置されてきたが、最近はその父系血統  
 優先主義に対して批判の眼がむけられ、父母両系主義が世界的傾  
 向となつてきて、近いうちに法の改正が日本でも行なわれること  
 は必至の情勢となつた。本稿では明治以来の伝統的な父系優先主  
 義思想がいつごろから形成されたかという問題意識のもとに、そ  
 の思想は明治五年の戸籍に発するという観点から書かれたもので  
 ある。以下きわめて乏しい実例であるが、その実態をうかがい、  
 壬申戸籍が今日も有している歴史的意義の解明に役立てたいと思  
 う。

### 一 壬申戸籍の形式

江戸時代の宗門人別改帳についての包括的な研究はなされてい  
 ない。キリストンがほとんど根絶して人別改の方に重点が移つた  
 東国に対して、関西では幕末まで宗門改の色彩が濃く残されたと  
 いう傾向の相違もあり、また薩摩藩では寺請によらない人別改が  
 藩役人の手で行なわれていた。その他まだ明らかでない地域的な  
 差もかなりあると考えられる。これは今後の研究課題であるが、  
 明治期の戸籍と対比したばあい、その形式に注目すればおのずか  
 ら統一性が発見されるのである。幕末に近い時代の史料をみると

と、例えば弘化五年（一八四八年）の越前国田嶋村の「切支丹宗門御改帳」では、

西淨土真宗興宗寺旦那  
高廿二石五斗  
五右エ門<sup>(印)</sup>  
年三十三才

同宗同寺旦那

（右に同じ、以下略）  
妻年三十才

母親年五十二才

祖母年八十五才

伴金吉年九才

同年繁太郎年六才

（以下略）

と記されている。<sup>1)</sup>これによると苗字はもちろんないが、妻・母・祖母の名はわからない。嘉永三年北小山村の「戸籍帳」では、甚兵衛の妻は四十三歳であるが名はかねとあり、また儀右衛門の妻つよは「天保十三ノ辰二月御料所室谷村長右エ門方より嫁ニ罷越」と出身を記している。<sup>2)</sup>安政三年天菅生村の「戸籍御改帳」でも次郎右エ門の妻ひろは「文政九成年仙村善兵衛方より嫁ヲ罷越ス」と名と出身がのせられている。<sup>3)</sup>さらに安政三年の海老助村の「戸籍帳」でも市右エ門の六十九歳になる母は「竹松村久右エ門より嫁ニ罷越候」とあり、妻みのとともに名と出身が明らかにされている。<sup>4)</sup>しかるに安政六年下糸生村の「宗門御改帳」では泰兵衛の女房は名が書いてなく、「是ハ府中本町賀川茂右エ門娘十五年以前参申候」とある。<sup>5)</sup>しかもこの帳面のほかの部分ではほとんど女房の名も出身も記されていない。以上の例から明治

以前の段階では、地域によって形式は不統一であるが、妻の名、どこから嫁に来たかを記すものが散見されるという事実があり、まずそれに注目したいと思う。

父系主義に立つ国籍法思想の萌芽は、江戸時代のペリー来航後の安藤信正政権の時にみられるることはすでに別稿でのべたところである。<sup>6)</sup>その内容をかんたんにのべれば、オランダ人と日本の遊女との間の子は外国人の人別に入れるべしという指令がでたが、各国公使の反対もあり、実現には至らなかつたのである。また慶応三年九月には、神奈川・長崎・箱館各奉行への指令があり、外国人と結婚した日本人は、外国人の人別に入れるという方針がすでにきまつていてあるが、<sup>7)</sup>その意図が外国法との関係で、どこまで貫徹されたかは今のところ明らかではない。そして明治四年の戸籍法の制定者がこのような先例を通じていたかどうかもわからない。いつたいこの法律の制定に関して中心人物がだれであり、壬申戸籍を作りあげるに当つて、父系主義の国籍思想を念頭においていたかどうかはきわめて興味深い問題であるが、現在の筆者には解答できる用意はない。ただ江戸時代の宗門人別帳、明治二、三年の戸籍、四年辛未の戸籍を追つて明治五年の壬申戸籍に到達する形式の変化を見ると、父系血統主義に則り、しかも後述するように原日本国民の確定を戸籍登録によつて実現しようとしたと考えざるを得なくなつてくる。以上これについて史料をあげることにする。

大坂菊屋町の明治元年「宗旨人別改帳」によると、忠三郎の女房ひろは四十八歳で、「京町堀武丁目山田屋嘉右衛門方より文久元酉年二月廿日入家」とあり、女房の名、出身が記されている。

<sup>8)</sup> 越前国山久保村の明治二年「宗門御改帳」では、妻の名はあるが出身は書かれていない。<sup>9)</sup> 明治三年正月の「下新庄村宗門下改帳」では女房の名はないが、出身は「甚在門娘」というような記載がある。<sup>10)</sup> また尾鷲では明治三年八月に「午歳戸口帳」が作製され、所有の田畠・山林・家・職業などをのせたが、妻の名のみで出身の記録はない。<sup>11)</sup> 明治四年に入つても以上の体裁は急には変化しない。同年二月の黒丸村「戸籍御改帳」でも妻の名のみである。ただし娘の縁付いた先や下女の出身は記してある。<sup>12)</sup> 同年同月の浜島村の「戸籍御改帳」もまったく同様の形式をとっている。<sup>13)</sup> 明治四年三月岸水村の「戸籍御改帳」では伊八郎の祖母は年八十歳だが名は出ていない。<sup>14)</sup> 同年六月の天菅生村の「戸籍御改帳」では母・妻の名はみえる。<sup>15)</sup> ところが同年七月の東田中村の戸籍中には注目すべき記載が現われる。<sup>16)</sup>

#### 十四番屋敷居住

一、八幡神社氏子

農父平左エ門亡跡

坪田仁兵衛

六十九才

当村亡父又兵衛長女

妻たを

六十五才

(以下略)

これは明らかに同年四月四日公布の「戸籍法」の施行に従つて編製された新しい形式である。さらに岐阜県大野郡加須良村の明治四年九月の戸籍中には、蓮受寺第五世円城の祖母さつは六十二歳であるが、「当村百姓山本五郎兵衛亡妹」とある。<sup>17)</sup> ほかにも例はあるが、この形式は戸籍法の書式を定めた中に「家ヲ兄ニ承ルモノノ例 兄——亡」とあるによつたものであろう。明治五年正

月の「度会県管轄第七区小四区戸籍之二十七、紀伊国牟婁郡三木浦」では、三鬼林兵衛の妻みなの条に「当浦雜業上村藤兵衛妹」と記してある。<sup>18)</sup> 明治四年十二月の「小口村戸籍書上帳」のように戸主の父の名を記さない例もあり、<sup>19)</sup> 印旛県管轄第一大区第六小区の明治五年三月の戸籍帳も板橋次郎兵衛の父板橋進之丞の父の名も記されていない。このような例外はもちろんあるにしても、明治四年の後半からは壬申戸籍の典型となる形式がすでに出現していくことは注目に値すると思う。現在壬申戸籍の調査はきわめて困難があるので、筆者が探し出した地方史の文献をあげて今後の研究に資したいと思う。<sup>20)</sup>

それでは典型と考える明治五年の戸籍をどのように考へているのか、それを説明しなければならない。そこで明治五年壬申四月の「額田県管轄第三大区内二小区戸籍」の一部をあげてみよう。<sup>21)</sup>

#### 三河国幡豆郡熱池村

四百拾四番地所居住

農父作平亡

青山作平

壬申年四十八

み

年四十

当郡野田村農神谷文平三女農妻

年四十

農長男

青山九市

年二十四

農次男

青山嘉市

年二十壹

長女

年十三

(以下略)

ここで普通いわれることは、苗字がついていること、ただし妻と長女にはついてなく、女性の地位の低さを示すという説明がな

されるが必ずしもそうとはいえない。苗字の書かれている例も一方ではあり、だからといって当時女性は男性と対等であったといえるわけでもない。さらに地域単位に全臣民を登録する方針であったとも説かれる。これについては後でのべる。また檀那寺や氏神が記入され、古い要素の混入も見のがせない。四民平等を看板にしながら、江戸時代以来の身分を記入したこと、部落民の居住地区が固定的であつたことから、それとはつきり書かれなくとも出自が判明してしまうことなどが従来いわれてきた。筆者はここで次の点を新たにつけ加えたい。それは戸籍法の書式例からみて当然ではあるが、各人の父の名を必ず記載させたことである。妻の出身についてはすでにのべたように宗門人別改帳にその先例をみることができたが、戸主たる夫の父が記されたのは明治四年後半の辛未戸籍（前半の戸籍は辛未戸籍と呼ぶに値しないのではなか<sup>22)</sup>）を含めて壬申戸籍がさいしょである。さらにもう一点、これがもつとも重要であるが、熱池村の例でいえば「父作平亡」という個所である。日本国民を戸籍に登載するに当つて明治政府の採用した方針は、日本人を父に持つ者を日本国民とするという考え方であつたと思われる。すでに死亡した作平は日本人であつた。その理由は明示されていないが、長い間日本の国土に住み、日本人の生活習慣に従つて生きてきたという事実を重んじたにちがいない。明治政府は一八七二年の時点で父系血統主義を採用したが、その原則を父である作平に及ぼすつもりはなかつた。作平の父がだれかは問われていないのである。壬申戸籍にのせられた多くの何々亡という人々を筆者は原日本国民とよびたいのである。血統主義に従えば、論理的には父の父、そのまた父と無限に

さかのぼつて日本人であることが問われるはずであるが、明治政府はそのような要求をもつていなかつた。先にものべたように、日本人であるが故に戸籍にのせられるのであるが、明治五年現在日本国民であることを決定する成文法的基準はなかつた。不文法である国籍法を体現したのは壬申戸籍であつた。したがつて壬申戸籍にのせられていれば、日本国民である。その根拠はその人の父が日本人であるからであつて、それ以上でも以下でもない。

血統的にそれ以上さかのぼることは制度上保障されとはいなかつた。残された宗門人別帳をたどれば、歴史的にさかのぼることは可能なばあいが多いであろうが。

以上が壬申戸籍の形式をみて推定した筆者の結論であるが、具体的な過程についての実証性に乏しいことは自覚している。今後の研究にまちたい。

さいごに伊豆七島の一つ青ヶ島のきわめて特異な例をあげてしまくくりとしたい。明治元年、この島には流人二人が存在していいた。佐々木卯之助・菊次郎父子で、赦免されたが島にとどまつた。この二名は明治五年に戸籍に編入されず、十年になつてやつと編入された。この事実は、臣民ことごとく登録されるという大原則の例外であり、流人などのばあいほかにも未登録の者はあつたかも知れない。ところでこの父子の子供は戸籍にのせられたが、父の名は仮名が書かれ、卯之助は卯平、菊次郎は菊藏と記載された。この事実は、たとえ仮名であつても（といつても実在している父であるが）父の名を戸籍に書くことが要請されていた証拠と考えられるのである。すなわちここでは父系血統主義による戸籍編製の原理がはつきり示されていると思われる。<sup>23)</sup>

## 二 北海道と小笠原諸島の事情

### 紋別村

#### 第二番屋敷居住

壬申戸籍の父系血統主義の原則が日本全国にあまねく行なわれたかというと、そうではなくて一方において重大な例外が存在した。日清戦争の結果としての台湾領有は、台湾在住の中国人の大部分を日本国籍に編入し、<sup>24)</sup>さらに明治四十三年の韓国併合によつて朝鮮人は当然日本国籍に入れられるような措置がとられたことはいうまでもないが、これらの事実に先立つ二つの事例が存在する。それは北海道と小笠原のばあいである。

北海道は明治初年、江戸時代以来の徐々の領土化政策のあとをうけて、全島が正式に領土とされたが、いわゆる内地人が全島に在住して開拓に従事するという事が一挙に実現したわけではない。たとえば、紋別地方では明治十六年以前に和人が入ったことはなく、戸籍に登場するのはアイヌばかりである。明治五年の「紋別郡旧土人戸籍」をみると、

小笠原諸島には江戸時代を通じて日本人の定住するものはなく、幕末の史料には無人島と記され、一種の空島政策が行なわれたと思われるが、外国人はかなり居住していくて幕府当局者もそれを知っていた。明治九年に領土に編入したさい、これら出身も雑多な人々をどのように処遇するかが当然問題となつた。北海道のばあいと異なり、これらの人々を無条件に国民に編入し、戸籍にのせるわけにはいかなかつた。当時はまだ帰化法などもちろんなかつたが、特例として小笠原に永住する者は日本への帰化を認められた。従つてかれらは「小笠原戸籍」ともいふべきものに登録されて、自由な本土への移動はできなかつたと考えられる。かれらは明治十五年ごろまでに帰化したが、これは血統主義による国民編成の重大な例外というべく、小笠原諸島の領土化という事が第一に考慮された結果の処置であつた。小笠原の特殊な地位は、

(以下略)

第一番屋敷居住	
妻	知都魯・倍之由登無氣
長女	沙恵保呂
二女	有良恵右憲無

(以下略)

とみえ、明治九年七月の根室支庁によって姓氏を用いることになると、「北見国第廿七大大区小区紋別郡古民戸籍並人員帳」では、

さいのパスポートの取扱いなどの点で）小笠原は昭和十九年空襲が激化する中で、ほとんど居住者の全員が本土へ移住するよう命令され、明治以来の史料も消失した関係上、以上のべたことを実証することはきわめて困難ではあるが。

### 三 明治三十二年の位置

明治三十二年七月十七日に日英通商航海条約をはじめ列国との改正条約が実施されたが、この事件の今日に及ぼす大きな影響について、筆者は不十分ながら主として法制面に関する考察をすでにしたことがあつた。<sup>26)</sup> 戸籍法の改正もそのうちの一つである。

すなわち内地雑居実施の準備として戸籍法が前年の三十一年に改正・公布され、従来の父の名に加えて新しく母の名も記載することになった。父母の名をともに記することはこの時にはじまり、

今日に及んでいる。もつともすでに明治二十三年の十二月帝国議会に提出されたといわれる「戸籍法元老院修正案」をみると、父母の名を記入するらんが設けられている。<sup>27)</sup> 内地雑居実施に先立ち、この新しい事態すなわち外国人居留地が廢止されて日本国内の至るところに外国人が自由に入りこんでくるという状況に対処して、さいしょの成文国籍法が制定された。つまり明治五年から

この時点に至る期間は、地域的に外国人と日本人が区別されており、壬申戸籍の属地主義的な記載方法も居留地を考えに入れての方針であったと思われるが、居留地内に住む日本人や居留地外に居住を許された外国人もいたわけで、属地主義では十分とはいえない、父系血統主義によって日本人と外国人を区別するという方法

がとられた。しかるに内地雑居となれば、地域による内外人の区別はなくなるので、この重大な変革に対応して、従来の不文法にかわって明確な成文法の制定が要求されたのである。この国籍法の立場は、周知のように、父系を第一に考える血統主義であり、母系は補充的な地位におかれ、さらに父母ともに不明のさいは日本の国土で生まれた者を国民とした。これらの原則は、すでに明治二十三年の「民法人事編第二章国民分限」の第八条に次のように定められていた。

「日本人ノ子ハ外国ニ於テ生マレタルトキト雖モ、日本人トス。父母分限ヲ異ニスルトキハ父ノ分限ヲ以テ子ノ分限ヲ定ム。父ノ知レザルトキハ、子ハ母ノ分限ニ從フ。父母共ニ知レザルトキハ、日本ニ於テ生マレタル子ハ、日本人トス。若シ其出生地ノ知レザルトキハ現ニ日本国内ニ在ル者ハ日本人トス。」<sup>28)</sup>

この民法草案はさきの元老院修正案とともに日の目を見なつたが、おもな原則は三十二年の段階で生かされた。戸籍法の改正はこの成文法制定に対応するものであつた。戸籍法第百七十六条には、「戸籍ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス」とあり、その第五号には「戸主並ニ家族ノ父母ノ氏名及ヒ其父母ト戸主又ハ家族トノ続柄」とあり、現行法では第十三条の四号に「実父母の氏名及び実父母との続柄」という規定となつて受け継がれている。

明治三十一年六月一日の民法中修正案第一読会で、衆議院議員野沢武之助は次のようにのべた。「殊ニ此近頃ニ至リマシテ、成文法ヲ編纂ノ必要ヲ見マシタノハ、諸君、御存ジノ通、内地雑居デゴザイマス、新ニ締結サレマシタ所ノ条約、此条約ガ履行セラレマスト、内地雑居ヲ許スコトニナリマス、サウ致スト、外国人

ト日本人トガ親類ニナルトカ、或ハ外国人ト日本人ノ遺産ヲ相続スルトカ云フコトガ、度々起リマス、其他ノ法律関係ニ於テハ勿論ノコトデアリマス、デ、斯ウ云フ時分ニ吾々ハ完全ナ法典ガナカツタナラバ、非常ニ不便ヲ感ズルト思フ、内地雜居を許シナガラ、完全ナ法典ガナイト云フナラバ、吾々人民ハ実ニ危険ナモノト思フ、政府ガ新條約履行一年前ニ法典ヲ發布スルト云フノハ、寧ロ外国人ノ利益ヨリモ日本人ノ利益ヲ図ツタモノデ、吾々ハ誠ニ適當ナ仕方ト思フノデアリマス（後略）<sup>29)</sup>と。

明治三十一年から三十二年にかけて制定、あるいは改正された法令は多数にのぼり、その大部分は今日効力を持つてゐるといふ点で、明治三十二年の現代に占める歴史的位置は重要である。国民という観点からいえば、ここに至つてはじめて大日本帝国憲法（第十八条に「日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」とある。）国籍法・民法・戸籍法という法体系が整備されたことになり、国民形成史の上でも重大な画期をなすと評価することができよう。

### おわりに

日本の歴史はアジア大陸から隔絶した日本列島で展開した。その故か日本歴史研究も日本列島で完結するという形で進められてきた。しかし地理的・歴史的・社会的に孤立してゐるにもかかわらず、というより孤立してゐる故に逆に外界からの影響を強く受けてきた。国際的な影響の強い時期が日本歴史の転換期に当つているともいえよう。本稿で問題とした日本国民形成史のはあいも

その一例であろう。すなわち父系血統主義を採用する契機となつたのはペリー来航にはじまる開国の影響であり、さらに明治二年七月の条約改正実施（＝内地雑居実施）を契機として父系優先主義、母系補充主義による国籍法が制定されたことは明らかであろう。このように従来の単なる外交交渉史にとどまらずにひろく国際関係（さらにひろく比較史的な立場をもとりいれて）に眼を向けて、日本の歴史を見直す必要があると痛感している次第である。本稿も以上のような立場から日本国民とは何か、日本人とは何かという問題意識をもつて、壬申戸籍を分析の対象にしたわけである。

（追記）本稿の内容の一部については、昭和五十六年六月五日の厚木市市民大学教養講座で、「日本史における国籍法と戸籍」と題してのべた。

### 注

- 1) 佐久高士編「越前国宗門人別御改帳」、吉川弘文館、第一巻、一五四ページ（以下第何巻、何ページと記す。）
- 2) 第五巻、六四〇～六四一ページ
- 3) 第二巻、五二四ページ
- 4) 第一巻、七九五ページ
- 5) 第三巻、五三八ページ
- 6) 「明治三十二年の国籍法成立に至る過程」（芳賀幸四郎先生古稀記念「日本社会史研究」、三〇四ページ）
- 7) 「神奈川県史、史料編15」、四六一～四六三ページ
- 8) 阪本平一郎・宮本又次編「大坂菊屋町宗旨人別帳」、第七巻、四八八ページ
- 9) 第一巻、七三三ページ、明治二年十月大坂常安町の「人別控」も同じ形式である。（「中之嶋誌」、一二〇ページ）

- 26) 25) 24) 23) 22) 21) 20) 19) 18) 17) 16) 15) 14) 13) 12) 11) 10)  
 第五卷、一八一ページ  
 「尾鷲市史」下巻、七ページ  
 第二巻、二九四ページ以下  
 第二巻、五〇五ページ  
 第二巻、五三一ページ  
 第一巻、四〇九ページ  
 「白川村史」、三一四ページ  
 「尾鷲市史」下巻、一五ページ  
 「新津市誌」、一四九二ページ  
 「越前国宗門人別御改帳」  
 第一巻、四六六ページ、明四、十一月  
 " 二一八ページ、明五、二月  
 第二巻、三六三ページ、明四、十一月  
 第三巻、三七九ページ、明四、八月  
 " 九七七ページ、明四、七月  
 第五巻、五三三ページ、明五、十月  
 「西尾市史」近代四、三三ページ、明五、四月  
 「新津市誌」、四五七ページ、明五、二月  
 「松戸市史」下巻(明治編、二〇五ページ、明五、四月  
 「西尾市史」近代四、三三ページ  
 明治四年七月十四日に廢藩置県が実施されたことや、同年十月三日に宗門人別帳が廃止されたことと、辛未戸籍の形式とどういう関係があるか、興味深い。なお四年後半の戸籍も含めて広い意味の壬申戸籍とすることも可能である。
- 27) 28) 29) 石井良助「家と戸籍の歴史」、六一七ページ、創文社  
 石井良助「民法典の編纂」、二三八~二三九ページ、創文社  
 「帝国議会衆議院議事速記録」13、一七九ページ、東京大学出版会  
 (補注) 注にあげたもののはかに筆者が知りえた壬申戸籍は「豊岡県管轄第四大区三小区戸籍(大屋町役場所蔵)と「愛知県管轄第式拾五区戸籍帳(西区所有、「春日井市史」三一一ページ)」がある。
- （井ヶ田良治「江戸時代初期の『戸籍』関係史料」—牧健二博士米寿記念「日本法制史論集」五二六ページ）
- 京都府乙訓郡友岡村の「元禄十二年家数人別帳」によれば、水呑百姓作右衛門の女房は「同郡上植野村小右衛門娘」と記されている。

黄昭堂「台湾総督府」、教育社歴史新書  
 「紋別市史」、一九八~一九九ページ  
 塙 叡「内地雜居実施にともなう諸変革」(東京工芸大学工学部紀要、Vol. 3, No. 2, 1980, 人文・社会編第一号、二九~三九ページ)